

議員提出議案第5号

地方分権の推進を基調とした国と地方の関係構築を求める意見書

この議案を別紙のとおり提出する。

令和5年12月20日

広 谷 直 樹
尾 崎 薫
中 島 規 夫
斉 木 正 一
内 田 博 長
銀 杏 泰 利

興 治 英 夫
伊 藤 保
島 谷 龍 司
福 田 俊 史
浜 田 一 哉

地方分権の推進を基調とした国と地方の関係構築を求める意見書

我が国の国民の安全に重大な影響を及ぼす事態への対応に当たっては、国と地方自治体が緊密に連携しながら行政機能を維持することが求められるが、これまで国が地方自治体に対して必要な措置を的確かつ迅速に実施する際には、個別法の規定に基づいて必要な指示を行うこととされてきた。しかしながら、現状、個別法の規定で想定されていない事態が生じた場合においては、その手続や対応に当たっての要件が明確化されておらず、現行憲法のあり方についての議論を含め、法制化の必要性が検討されているところである。

こうした中、今般、第33次地方制度調査会においては、地方自治法を直接の根拠として国の指示権を規定すべきとするなど、国が地方自治体に対して包括的に関与することを可能とする制度への移行が想定されているが、例えば「事態」が全国規模でありながら、その発生態様によっては全国一律ではなく地元の地方自治体が地域ごとに措置を講じることが最適と考えられる場合など、国の指示権の運用に当たっては今後十分な議論が尽くされるべき課題も多い。

また、これまで我が国の地方自治制度については、平成5年6月の衆参両院における「地方分権の推進に関する決議」以来30年が経過する中で、国と地方による一定の役割分担の下に効果的・効率的に連携できる体制整備が進められてきた。

以上のような経緯を踏まえて、今般の国の指示権拡充の検討に当たっては、国による地方自治体への規制や関与が過剰とならない制度設計とするよう配慮するとともに、国と地方のパートナーシップがさらに強化される協働体制を整備し、地方の自主性・自立性を尊重し地域の実情に合った施策の実現を可能とするために適切な財源保障を行うことも含め、地方分権の推進を基調とした国と地方の関係構築を図ることを前提とするよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

鳥 取 県 議 会

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣 様
総 務 大 臣
内 閣 官 房 長 官